

森林環境保全のための新税制（森林環境税）の考え方

平成14年12月3日
高知県総務部・森林局

〔1〕目的

環境問題の重視と地方分権の推進を背景に、「県民参加による森林保全」の機運を高めるとともに、公益上重要で緊急に整備する必要のある森林の混交林化を進め、森林の環境面の機能を保全するため、新たな税制を設ける。

水源かん養を包含するより広い公益的機能

〔2〕税の仕組み

県民税（個人・法人）均等割の超過課税

水道課税方式（法定外目的税）との案もあったが、森林環境保全を目的にするため、水との結びつきよりは、県民がより幅広く公平に負担することを重視することが適当であるため。

また、コスト面でもすぐれ、市町村の意向にも沿っている。

〔3〕税の金額

個人・法人とも年額500円。総額で年額140百万円弱。

アンケート結果から県民の理解が得られる範囲内。

単年度税込見込	個人県民税	132 百万円程度（約27万人）	1,000	1,500円
	法人県民税	7 百万円程度（約1万5千社）	20,000	～ 800,000円
			20,500	～ 800,500円

(4) 税の課税期間

平成15年度から、原則5年間。

5年経過したところで点検、検討

(5) 税の使い道 (P.3参照)

県民参加の森づくり推進事業(仮称)

森林への関心の高い方に限らず幅広い県民に森林の大切さなどをPR。

森林所有者への啓発。モデル林の整備。「こうち山の日」の実施。

森林環境緊急整備事業(仮称)

公益上重要で、緊急に整備する必要のある森林を県が強度間伐し混交林に。

ソフト事業だけではなく、直接、森林の保全につながる事業にも。

これまでの延長線上にある事業は、従前の財源により実施。

(6) 税収の管理

新たに「森林環境保全基金(仮称)」を設置し、税収相当額を積み立て、新税の経理を区分する。基金は森林環境の保全に資する上記(5)の県民参加の森づくり推進事業と森林環境緊急整備事業に充てる。

県民税超過課税は普通税であるが、経理を区分することにより、実質的に目的税と同様の性格を持つ。

(7) 県民の参加

事業の過程をオープンにし、県民の意見を反映することで、透明性の確保や効率的執行に資するため、一般県民及び学識経験者から成る委員会を設置する。

事業計画の検討、事業の実施状況確認

事業案への意見等